

## 合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

### 事例の概要

現在高校1年生の男子生徒、普通高校在籍(昨年度、中学校3年時の取組)  
光と音に対する感覚過敏を有し、サングラスやデジタル耳栓を合理的配慮として通常の学級において活用する。  
定期考査時に、別室受検や用紙・筆記用具の配慮する。  
高校入試時にも、同様の合理的配慮を受ける。

1 対象生徒の障害種

自閉症

2 障害の程度

非該当

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通常の学級

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

真面目で正直な性格であり、善悪の判断力もあり、間違っことは臆せず指摘することができる。アスペルガー症候群の診断があり、感覚刺激に対して敏感である。特に、音に対して過敏であるため、デジタル耳栓を使用している。

また、視覚的な敏感さもあり、サングラスをかけて対応したり、プリント類は更紙ではなく白のコピー用紙を使用している。このような感覚の過敏性から疲れやすく、更にキアリ奇形も発症しており、ストレスがたまらないように疲れた時は刺激のない場所で休ませる配慮が必要となる。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 本人と保護者から合意形成に関しての申し出。
- 2 (1) 感覚過敏のため、音や光に対してデジタル耳栓やサングラスの使用  
(2) 屋内外での活動や教室の座席の位置への配慮  
(3) 体調不良やストレス過多で教室にいられなくなった場合の別室での対応  
(4) テスト時の別室受検や用紙・筆記用具への配慮  
(5) 入試時の合理的配慮
- 3 支援決定までに連携した関係機関  
県教育委員会 市教育委員会 A病院の医師、カウンセラー、作業療法士  
B福祉センター C中学校 通級による指導担当者

## 7 基礎的環境整備の視点と概要

### 基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

感覚刺激に対しての過敏さやストレスを軽減するため、刺激を減らす機器や道具の使用が許可された。  
運動制限があるため実技の代替としてレポート提出が認められた。また、毎週1時間、通級指導教室を利用し、自立活動中心に授業を受けた。

## 8 合理的配慮の観点と概要

### 合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

刺激を軽減するため、医療機関の指導やアドバイスを受ける。音に対してはデジタル耳栓を使用し、教室内で本人が落ち着けるように座席の位置を考慮する。光に対しては見やすくなるように、サングラスを校内でも使用し、用紙は更紙ではなく、白のコピー用紙に印刷する。  
また、コンピュータ等の使用時は緑のシートを上に乗せ光の調整を行う。筆記用具は鉛筆が見えにくいため、黒のボールペンを使用する。また、入試での合理的配慮を受けるために、中学在学時に、別室受検や用紙、筆記用具についての配慮実績を積んでいる。事前に受検校と打ち合わせをした結果、受検時での合理的配慮を受けることができた。

### 合理①-2-3 心理面・健康面の配慮

さまざまな感覚の過敏性から疲れやすいため、ストレスがたまらないようにすること。また、疲れた時には音や光、におい等の刺激に配慮し、保健室などで休むことが必要である。

## 9 成果と課題

教師や周りの生徒の理解が深まり、校内でのデジタル耳栓やサングラスを使用することへの抵抗感も薄らぎ、生活面や精神面で安心感が高まった。また、学習面においても授業やテストや入試において合理的配慮が行われ、進路決定につながった。  
合理的配慮が入試時だけでなく、入学後の理解とスムーズなサポート(配慮)につながるよう、配慮実績を積み重ねていく必要がある。